

日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」＜第Ⅰ編 軽水炉規格＞
に係る報告について
(原子力規制委員会への報告)

2014年10月17日

当社は、日本機械学会が発行している「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」＜第Ⅰ編 軽水炉規格＞(以下、「設計・建設規格」という。)に誤りが確認され、同学会より2014年9月11日付けで正誤表が発行されたことを踏まえ2014年9月17日に原子力規制委員会から発出された文書^{*}に基づき対応をおこない、本日、原子力規制委員会へ結果を報告しましたので、お知らせします。

＜原子力規制委員会から報告を求められた内容＞

下記1および2について、2014年10月17日までに原子力規制委員会に対し報告することを求める。

1. 文書に別添の規則への適合が義務付けられている材料のうち、設計・建設規格の正誤表に該当する規定番号PVE-2332(2005年版(2007年追補版を含む)又は2012年版)に基づき再試験を実施したものの有無について、報告すること。
2. 1. により再試験を実施したものがあつた場合、当該材料が使用されている箇所および当該材料が訂正後の規定番号PVE-2332(2005年版(2007年追補版を含む)又は2012年版)に適合しているか否かについて、報告すること。

＜設計・建設規格の正誤表の内容＞

破壊靱性試験の再試験(規定番号PVE-2332)に関する記載について、以下のとおり誤りがありました。

PVE-2332 再試験(抜粋)

(誤)

PVE-2331を満足しない場合、次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当するときは、最低使用温度以下の温度でGTM-3200に従って衝撃試験を2個の試験片について再度行い、2個の試験片の値がPVE-2331で定める3個の平均の判定基準を満足すること。

(正)

PVE-2331を満足しない場合で、次の(1)および(2)、または、(1)および(3)に該当するときは、最低使用温度以下の温度でGTM-3200に従って衝撃試験を2個の試験片について再度行い、2個の試験片の値がPVE-2331で定める3個の平均の判定基準を満足すること。

報告内容

(1) 調査対象

設計・建設規格(2005年版)を適用することを規定した「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について(平成17年12月16日 平成17・12・15原院第5号)が施行された2006年1月1日から、2014年9月17日までに浜岡原子力発電所で竣工した工事、または「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第16条第1号で規定される使用前検査(材料検査)が終了済みの工事を調査対象範囲としました。

また、調査対象範囲のうち、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」への適合が義務付けられている範囲である、「クラスMC容器」、「クラス2 容器、配管、ポンプ、弁」、「クラス3 容器、配管(工学的安全施設に属するものに限る。)」を対象とした工事で、破壊靱性試験が必要な材料を使用している工事について抽出しました。

(2) 調査結果

設計・建設規格(2005年版(2007年追補版を含む)又は2012年版)の規定番号PVE-2332に基づく再試験を実施したものの有無について調査を実施した結果、調査対象について、規定番号PVE-2332に基づき再試験を実施したものはなかったことを確認しました。

^{*} 文書は、「日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」＜第Ⅰ編 軽水炉規格＞に係る報告について」(平成26年9月17日 原規規発第14091710号)」を指します。

以上